

議 事 録

議 長 ただいまから、令和 7 年 1 月定例農業委員会を開会させていただきます。
まず、はじめに、携帯電話につきまして、会議中電源をお切りになるかマナーモードにさせていただくようお願いいたします。
なお、この会議は農業委員会等に関する法律第 3 2 条に「総会は公開する」旨が規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものいたします。

事務局 傍聴者はおりません。
なお本日の委員会は、農業委員定数 1 4 名中 1 4 名の委員が出席とのことで、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の議事は成立していることをご報告申し上げます。
また、推進委員は 6 名の委員が出席されておりますので、併せてご報告申し上げます。

議 長 本日、ご審議をしていただく案件は 7 件、ご報告申し上げます案件は 2 件となっております。
署名委員は、田中委員と前田委員です。
最後まで、よろしくお願い申し上げます。
それでは議案第 1 号 1 番案件を議題とします。まず、事務局から議案の朗読をお願いします。

事務局 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について

【 1 番案件 朗読】

なお、議案第 1 号のすべての案件における農地法第 3 条第 2 項各号の判断については、お手元の別添調査書のとおり、いずれも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上でございます。

地区委員 それでは議案第 1 号 1 番案件につきまして、ご説明させていただきます。
現地調査は昨年 12 月 11 日の午後から譲受人の●●氏と譲渡人の●氏と私の 3 人で現地立会を行いました。

【場所説明】

●●番地につきましては、水稻栽培をしていきたいと言っておられました。

●●番地他4筆は、令和4年度に農地パトロールをした場所で●●氏が●氏の依頼を受け、草刈と除草剤を散布して管理していました。大分荒れていたところでしたが、きれいにされていました。竹の根とクヌギ5本を倒すのに相当な時間がかかるが、整地は、ショベル等を利用して耕し、果樹を植えるとおっしゃっていました。

石垣の上に●●、●●番地がありますが、現状では雑草が繁茂しています。そこに行くのに道がないので、草刈も大変であり、耕作するには小さな管理機くらいでしかできない状況ですが、何とかして野菜を植えていきたいとおっしゃっておられました。

譲受人の●●氏は、現在36aを耕作するかたわら、「●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●」のメンバーとして稲作を中心に栽培されている方です。農業経験は豊富な方です。

譲渡人の●氏は、現在住居を●市に構え、●●市の●●で●●●を開業されています。父親が亡くなられてから、親戚や近隣の方に農地の管理を任せていたとのことですが、高齢で農業の経験もなく、現状のままで近隣に迷惑をかけてはいけないので、親戚の●●氏に贈与することにしたとのことでした。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

議 長 皆さんからのご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第1号2番案件の朗読をお願いします。

事務局 【2番案件 朗読】

地区委員 それでは議案第1号2番案件につきまして、ご説明させていただきます。

【場所説明】

現地は桃の木が30本ほど植わっています。譲渡人と譲受人は親子関係にあります。譲渡人である親は元●●●●●で現在66歳、譲受人である息子はサラリーマンとして雇用されている●●●で32歳。譲渡人とはよくお話をしてい

ますが、譲受人の方は日ごろ仕事をしておられますので12月13日にお話を聞きました。譲渡人からは、譲受人が田んぼを耕作しており、重機などを使い、非常によく手伝いをしている。桃は収穫の時に手伝っているということでした。譲受人からは、長男でもあり、後を引き継ぎ土地を守ると認識しており、やる気は十分あるとお聞きしました。

また、今回の土地は、●●●●地区の土地区画整理の区域に入っています。都市整備課にもお聞きしたのですが、はっきりは断言できませんが、数年は作れるということです、その間は一生懸命するとのことでした。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

議 長 皆さんからのご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第1号3番案件の朗読をお願いします。

事務局 【3番案件 朗読】

地区委員 それでは議案第1号3番案件につきまして、ご説明させていただきます。

この土地は、譲渡人の●●氏自身もメンバーとなる「●●●●●●●●●●●●●●●●●●」が農地利用集積の制度を利用して●●の●●●●の生産を行っていた土地です。その利用集積のときも申し上げたのですが、●●氏の家から田までが遠いとのことで、年はまだ若いから数年はなんとかできるが、後々はこの土地を守っていく自信がないという意向でした。

譲受人の●氏は、4月にもこの周辺の土地を3条申請で取得されていますが、年齢は91歳で普通ならば高齢で農地の維持管理が困難なのではと思われますが、この方は非常に元気で、一生懸命されておられます。この前までは水田として●●●●が作られていましたが地目は畑で、譲受人はこの土地で販売する野菜を作りたいとおっしゃっておられました。また、実際に水も近く十分あるところですので、連作が困難な野菜を栽培した折は、一度水田に切り替える年もあるとのことでした。

12月20日に現地で代理人からお話をお伺いしました。
譲受人はお年はめしていますが、やる気十分です。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委 員 91歳でこの耕作面積はすごいですね。全部耕作されておられるのですか。

地区委員 全部耕作されておられます。米は会社の方に分けていると聞きます。

委 員 私もこれだけ広い面積を耕作できるのか東氏にお聞きしたことがあるのですが、
親戚の50代の方達が手助けしてくれて耕作しているとお聞きしました。

委 員 今も本人は機械に乗っておられます。

地区委員 「あすかてくるで河内長野」にも、軽のワゴンで残った野菜をとりにきたりされて
います。

委 員 とても91歳には見えないです。私達より動きがいいかもしれません。私達が
ホタル米を栽培している近くで、されておられるので。

議 長 他に皆さんからのご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決ま
した。次、議案第2号の朗読をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書について

【案件 朗読】

地区委員 それでは議案第2号につきまして、ご説明させていただきます。

【場所説明】

申請地は譲受人の●●●●の事務所横の資材置き場に隣接しており、現状は休耕中です。なかなか譲渡人の●●氏の管理がいきとどかない状況となっています。

1月26日に●●●●の●●氏に申請内容の確認・調査をさせていただきました。現在の●●●●の資材置き場が足らなくなり、十分な広さの資材置き場が必要となってきたので、この場所以外にも3箇所ほど検討した結果、この申請地が適当であり、申請地が道路に面しておらず、現在の資材置き場を通らなければ行けない場所であるため、●●氏も譲り渡したいということでこの場所に決定したとのことでした。

露天の資材置き場に転用することとなりますが、雨水排水は勾配を工夫して既存排水溝から前面の道路側に排水し、隣接には迷惑がかからないようにするということです。

●●氏には現地立会いはしていただいていませんが、後日、電話で申請内容は確認させていただきました。●●氏は、以前から高齢で管理ができない状況で、申請場所についても休耕地となっており、所有権移転をしていただくことはありがたいというお話でした。電話の中で、申請地近くの道路に面している三枚の田についても、来年から作ってくれる方がいなくなるので管理してくれる人がいないかというご要望をいただいた状況です。このような状況の中で、この申請をされたということでした。

議 長 続いて、事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見書をご覧ください。

大方の内容は、委員からご説明いただきましたので補足説明をさせていただきます。まず、申請に係る事項ですが、転用面積が284㎡ということですので、普通は開発行為に該当しない旨の証明が必要ないのですが、実測が600㎡以上ありましたので（500㎡以上は証明が必要）、府の方に確認したところ、証明の添付を求められましたので、とっていただいています。

工事計画は、露天駐車場のため期間はかからず、令和7年3月31日で終わり、その後は資材置き場として永久転用されます。

農地の区分ですが、農地法施行規則第46条の住宅、公共施設等が連たんした区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模がおおむね10ha未満のものに該当するため、第2種農地と判断しております。

農地の区分と転用目的等を検討したところ、譲受人の●●●●は、旧●●●●店を法人化し、●●●●事業等の事業拡大を行ったため、資材置場の拡張をせざるを得なくなり、検討した結果、当該農地以外に事業の目的を達成することができず、また、汚水排水は発生せず、雨水排水は既存排水溝を通り水路へ放流することから、周辺農地への影響はなく、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼ

さないと認められるため、許可相当と判断します。

この意見書ですが、大阪府に申請書を提出する際に、農業委員会の意見書として提出する予定となっております。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

議 長 皆さんからのご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第3号の借り手は、私、●●●●でございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項（議事参与の制限）の規定により自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができないため、本議案審議の間、退席の上副会長に議長をお願いします。

(●●委員退席)

議 長 それでは事務局から議案の朗読をお願いします。

事務局 議案第3号 農用地利用集積計画の作成について

【案件 朗読】

なお、今回諮問があった案件は、すべて農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）により、経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の従事日数などの要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

農林課 議案第3号につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、借り手である●●氏と貸し手である●●氏との間で3年前に設定されました利用権について、その契約を更新するために申請されたもの

事務局 議案第4号 都市農地における耕作の事業に関する計画（事業計画）の認定について

【案件 朗読】

なお、今回諮問があった案件は、お手元の調査書のとおり、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項各号の要件のすべてを満たしていると考えます。
以上でございます。

農林課 議案第4号につきまして、ご説明申し上げます。

当案件につきましては、都市農地、いわゆる生産緑地における貸し借りに係る案件で、借り手である●●氏が農業経営を拡大するために、貸し手である●●氏との間で新たに利用権を設定するものであります。

まず、借り手の●●氏につきましては、ご自身が所有されている農地におきまして、これまで水稻栽培を行ってこられました。当該農地でも水稻を栽培予定であり、一部野菜類又はいちじくの栽培も検討しているとのことです。収穫物についてはJA大阪南等への出荷を予定しているとのことでした。

一方、貸し手の●●氏は耕作経験がなく、これまでは親戚に当該農地の耕作を任せておられました。しかし、その方が亡くなり、他に任せられる親類がいないとのことで、当該農地を●●氏に任せたいとの意向を持っておられます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 続いて地元委員からの説明と意見をお願いします。

地区委員 昨年の11月27日に貸し手の●●氏、借り手の●●氏、農業委員会事務局、農林課と私で現地にて立会を行いました。農林課の説明と重複するところもあるかと思いますがよろしくお願いします。

【場所説明】

貸し手の●●氏は耕作経験がなく、親戚の方に貸し、耕作をしてもらっていましたが、耕作できなくなったため、借り手の●●氏に任せたいとのことです。●●氏は農地を所有しており、水田は約300㎡、畑は73㎡です。今回農業経営規模を拡大しようということでどちらの農地も水稻栽培を行うということですが、時期を見て野菜等の栽培も行うとのことです。国道の西側の農地は道路に面していないので、隣地の農地を通らせてもらうか、あぜ道を通り農機具をいれると、東側の農地は道路に面しているので機械等の搬入には問題はありません。水稻栽培の経験もあり、農機具は耕運機、田植機、稲刈機、脱穀機の耕作用具も所有しており、耕作に問題はないと思われます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委 員 借り手と貸し手の方の年齢教えてください。

地区委員 貸し手、借り手共にとも50歳代半ばと思います。

議 長 他に皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については決定としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、決定することと決しました。次、議案第5号の朗読をお願いします。

事務局 議案第5号 河内長野市都市計画審議会委員の推薦について

【案件 朗読】

議 長 議案第5号の河内長野市都市計画審議会委員につきまして、現在、私が就任しています。任期期間が令和7年1月29日までとなっており、市長から推薦依頼があったものでございます。

皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

委 員 会長をお願いしたいと思います。

議 長 他にご意見ございませんか。

(意見なしの声あり)

議 長 ご意見なしと認めます。よって本案件について、会長を河内長野市都市計画審議会委員に推薦することと決しました。

これで審議案件は終了しましたので、報告案件に入りたいと思います。

本日、ご報告申し上げます案件は、2件でございます。

ご質問、ご意見につきましては、すべての報告案件の説明終了後にたまわりたいと思います。

それでは、報告第1号の案件について朗読と説明をお願いします。

事務局 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

【案件 朗読及び説明】

議長 続いて、報告第2号の案件について朗読と説明をお願いします。

事務局 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

【案件 朗読及び説明】

議長 以上、報告案件2件、ご報告をいただきました。皆様のご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議長 ご意見がないようでしたら、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

河内長野市農業委員会に関する規程第18条第3項の規定によりここに署名する。

議 長	垣 内 俊 夫	
署名委員	田 中 一 郎	
署名委員	前 田 一 郎	

協 議 会

協議事項

1 1月定例農業委員会について

開催日 令和7年2月5日（水）午後1時30分から

場 所 行政委員会室

2 活動記録カードについて（1月分）

3 令和6年度南河内地区農業委員会講習会について

開催日 令和7年2月18日（火）午後1時30分から

場 所 藤井寺市立市民総合会館（パープルホール大ホール）

4 大阪農業時報第868号について

令和 7 年 1 月定例農業委員会出欠状況

【農業委員 14 名・推進委員 6 名】

番号	氏 名	委 員 ・ 役 職 名	出欠状況	備 考
1	峯芝 謙次	農業委員・副会長	出席	
2	峯垣外 薫	推進委員	出席	
3	増田 勝紀	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
4	小西 康之	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
5	藪本 源悟	推進委員	出席	
6	新谷 直美	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
7	谷口 耕一	推進委員	出席	
8	西 定彦	農業委員	出席	
9	垣内 俊夫	農業委員・会長	出席	議長
10	北谷 清一	推進委員	出席	
11	田中 一郎	農業委員	出席	議事録署名人
12	前田 一郎	農業委員	出席	議事録署名人
13	泰中 利郎	推進委員・幹事・企画編集委員	出席	
14	宗野 敏雄	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
15	松浦 孝次	農業委員	出席	
16	池西 一郎	推進委員	出席	
17	小澤 勝	農業委員	出席	
18	村田 洋三	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
19	中野 毅	農業委員	出席	
20	比嘉 一美	農業委員	出席	